

## 沖縄の産業振興のあり方検討会 設置要綱

府経企振第47号  
令和2年8月25日

## (趣旨・目的)

第1条 沖縄の産業競争力を強化するとともに質の高い雇用を創出することで、中長期的に層の厚い産業構造についていくことを主眼に、他地域と比較した特性及び優位性を検証し、さらに、新型コロナ感染症感染拡大による影響や国内・海外の各種技術、産業活動等を取り巻く動向等も勘案したうえで、沖縄の特性を活かした製造業や高付加価値産業である情報通信関連産業及びバイオ関連産業など各種産業について、定量的データ等の分析により現状を把握するとともに、地域経済へのインパクト等の分析・評価を行い、それぞれの産業分野において、立地や集積に適した業種・業態の抽出、より高付加価値な業種・業態の定着や集積の方策及び発展可能性の検討等を行い、中長期的な観点から沖縄経済の成長に資する産業振興のあり方について議論を深めることを目的とする。

## (設置)

第2条 内閣府沖縄総合事務局経済産業部に「沖縄の産業振興のあり方検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。また、本検討会の事務局は内閣府沖縄総合事務局が指定する者が行う。

## (構成)

第3条 検討会は、学識経験者、民間企業、行政機関等から15人以内の委員をもって構成し、委員の中から互選により委員長を選出する。また、必要に応じ、オブザーバーを配置することができる。

2 委員長は、検討会を統括し代表する。

3 委員長は、委員以外の者を必要に応じて検討会に出席させることができる。

4 委員長は、欠席する場合は、あらかじめ代理者を指名しなければならない。

5 委員は、欠席する場合は、代理者を出席させることができる。

## (招集)

第4条 検討会は、内閣府沖縄総合事務局長が招集する。

2 検討会を招集するときは、あらかじめ日時、場所及び付議事項を委員へ通知する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。また、補充または増員により就任した委員の任期は、他の委員と同様とする。

## (庶務)

第6条 検討会に関する庶務は、事務局が行う。

## (雑則)

第7条 この設置要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

## 附則

## (施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月25日から施行する。